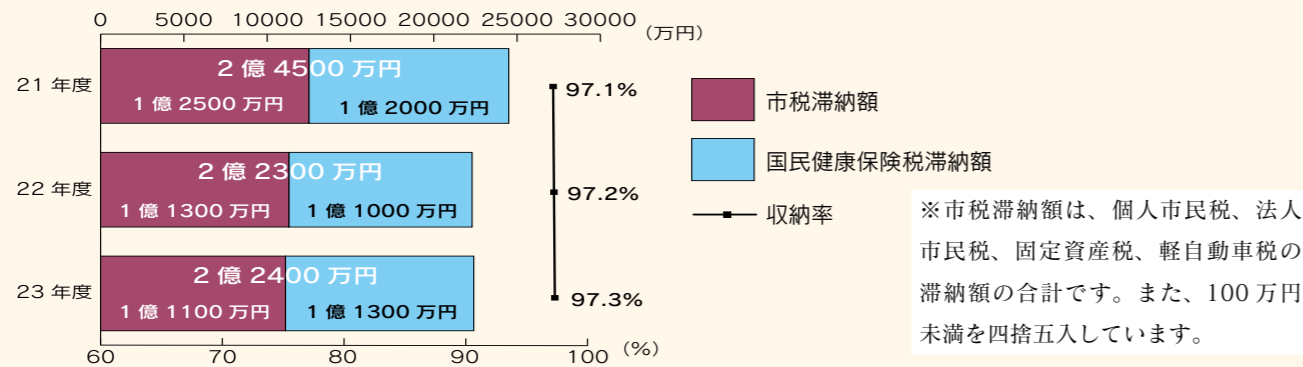


■グラフ 市税と国民健康保険税の滞納額、収納率ともにほぼ横ばい



■表 毎年滞納処分、換価処分を行い滞納税金へ

区分	21年度		22年度		23年度			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額		
差し押さえ	不動産	滞納処分	19	2473	31	6642	8	855
		換価処分	0	0	0	0	0	0
差し押さえ	動産 (株券、社債など)	滞納処分	4	479	1	33	1	59
		換価処分	2	5	2	1	1	2
差し押さえ	債権 (給与、預貯金など)	滞納処分	81	4797	58	2626	77	3428
		換価処分	96	1144	74	674	69	854
差し押さえ	その他 (破産、公売・競売など)	滞納処分	58	2317	34	2400	49	2407
		換価処分	16	252	27	668	16	515
合計	滞納処分	162	1億0066	124	1億1701	135	6749	
		換価処分	114	1401	103	1343	86	1371
家宅搜索		1件		0件		1件		

※金額は1万円未満を四捨五入しています。また、債権とはお金に換える必要がない現金のことです。

税のお知らせ① 市税などの滞納対策

ストップ滞納!

滞納は待ったなしだ税!

【問】市収税対策課 (☎77・8463)

24年度南筑後地区  
県・市町合同公売会



昨年市民会館で行われた合同公売会の様子

市は市税の滞納処分のため、差し押さえた財産を公売します。今回は広川町で、県税事務所やほかの市町と合同で入札による公売会を実施します。

- 日時 1月30日(水)、正午開場、午後1時入札開始(午後1時から3回入札を実施)
  - 会場 広川町産業展示会館2階藍彩ホール(八女郡広川町大字日吉1164番地6)
  - 出品物 日用品、美術品など約130点
  - 持ってくるもの 購入代金、運転免許証などの身分証明書、印鑑、代理人の場合は委任状
- ※出品物の詳しい内容は、市ホームページで見ることができます。

問い合わせは、市収税対策課(☎73・8463)へ。

市は、サービスの充実や公平な税負担のため、市税などの滞納整理に積極的に取り組んでいます。市の滞納の現状や、滞納整理の取り組みなどについてお知らせします。

平成23年度の個人市民税や固定資産税などの市税と、国民健康保険税を合わせた税金は、収入見込み額約81億7600万円に対し、収入額は約79億5200万円、収納率は97.3%でした。つまり、約2億2400万円が市の税金として滞納された額です。21年度から3年間の収納率と滞納額はほぼ横ばいで推移しています。(グラフ参照)

**悪質な滞納者へ徴収を強化  
差し押さえは135件**

毎年約2億円の税金の滞納が生じていますので、市では、副市長を委員長とした「収納対策委員会」を設置しています。納付している人との公平性を保つために、債権管理の方針や収納率の向上に取り組んでいます。

市からの連絡に対してまったく反応がなく、長期間税金を納付していないような悪質な滞納者には、県の地方税収対策本部特別対策班と連携して徴収に当たっています。

23年度は、合計で135件の財産を

差し押さえました。そして、過去に差し押さえられた分も含めて、86件を公売などでお金に換えたり、給与や預貯金などの現金を取り立てたりして、1371万円を滞納している税金に充てました。(表参照)

**税金以外の市営住宅使用料などの滞納対策も強化**

市は、税金以外の使用料などを自主的に納付しない人や納付誓約を守らない人に対しても徴収などを行っています。市営住宅使用料では市営住宅を退去させる「明渡請求」や、水道使用料では水道のバルブを閉栓する「給水停止」などを実施することになっています。

このほかの各種使用料や負担金でも、裁判所に支払督促や強制執行を申し立て、財産を差し押さえて市税と同様に強制的に滞納料金の回収を行います。

「払わない」と「払えない」は違います。これをしっかり見極め、市役所一丸となって滞納対策に取り組みしていきます。

**もし税金を滞納したら…**

▼**納期限を1日でも過ぎると滞納に**  
市税などの税金には、いつまでに納めなければならないという「納期限」があります。これを1日でも過ぎると滞納になってしまいます。「うっかり忘れて納期限を過ぎてしまった」という場合でも、督促手数料や、未納額に

▼**納期限後20日以内に督促状を発送**  
納期限を過ぎても税金が納められていない場合は、「督促状」を送っています。督促状とは、納期限後20日以内に送って、税金の納付を促すものです。督促状を送っても、税金が納められない場合は、市が滞納者の財産調査や滞納処分という手続きを行います。法律では、督促状を送った日から10日を経過した日までに、滞納した税金を完納しないと、市が滞納者の財産を差し押さえる滞納処分を行わなければならないようになっていきます。

▼**最後は差し押さえた財産などをお金に換えて滞納している税金に充てる**  
それでも滞納している税金が完納されないと、差し押さえた財産を公売などでお金に換えたり、給与や預貯金などの現金を取り立てたりする換価処分をして滞納税金に充てています。

**事情があつて納税できない場合は市へ相談ください**

納税は国民の義務であり、地方税法ですべての借金などよりも優先すると定められています。しかし、なんらかの事情があつて税金を納められないという場合は、まずは市収税対策課まで相談してください。